

# 特別警報・暴風警報における児童の登下校について

## 1 児童の登校する以前に、愛知県西部地方、または西三河南部地方、高浜市に特別警報・暴風（雪）警報が発表されている場合

午前6時の時点で暴風警報が解除されていない場合は、その日は休校とします。

## 2 児童の登校後に、暴風(雪)警報が発表された場合

授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。または、保護者の迎えを待ちます。ただし、通学路の通行が危険と認められたときや通学距離等により帰宅が困難と認められたときは、当該児童を学校の安全な場所に残します。

なお、暴風(雪)警報が発表されていない場合でも、その後の危険が予想される場合は、早めに下校させる場合もあります。

## 3 児童の登校後に特別警報が発表された場合

特別警報が解除されるまで児童を学校の安全な場所に残します。特別警報が解除された場合は、暴風(雪)警報が発表された場合と同じ対応をします。

### 暴風警報(雪)発表に伴う学校給食の対応について

台風等の接近に伴い、翌日に暴風警報が発表される可能性が高い場合は、前日に翌日の給食を中止する決定をする場合があります。その際は、給食中止のプリントを配布します。状況により対応が異なる場合があります。そのつどプリントでご確認ください。

また、メールマガジンでも情報を発信しますので、登録をお願いします。